

## Contents



発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email：info@sr-yell.com



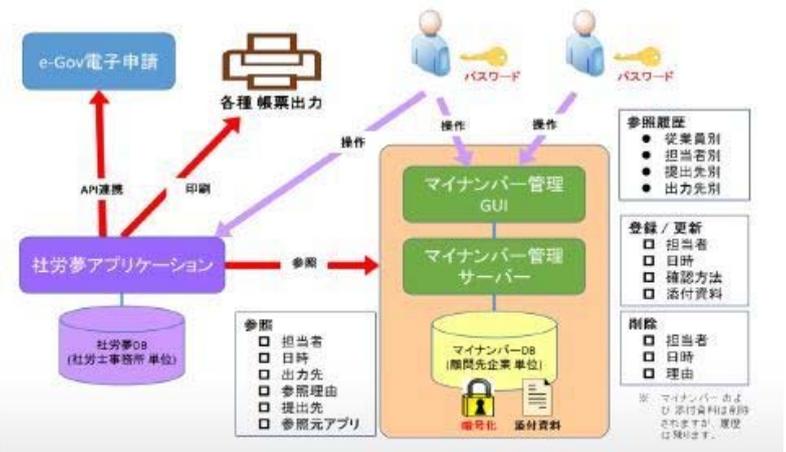
- 代表より ●建設業労務問題サポート ●マイナンバー対応（続編）&最新助成金セミナーのご案内 ●企業のマイナンバーへの準備 Vol.5 ●My K o m o nキャンペーン ●中小企業両立支援助成金が拡充
- 被扶養者資格の再確認 ●賞与保険料のご案内 ●お願い ●企業PRコーナー ●スタッフコラム

鎌倉です。マイナンバーに対する関心は日増しに高まるばかりです。電車や映画館でもマイナンバーの政府広告が流れていますし、新聞広告などをみてもマイナンバーを大きなビジネスチャンスと捉えて動いているIT関連、防犯関連の企業の動きは活発で、目にする機会は急速に増えていますね。弊社もマイナンバーセミナー講師のお声掛けをこうした企業や業界団体から頂くことが多くなっています。

さて、顧問先企業様からマイナンバーに関するご相談も増加していますので、このたびエールでは7月28日に、**マイナンバー対応セミナー【続編】**を開催します。4月、5月に開催した内容は、“マイナンバー制度とは？”“ガイドラインの概要”といったことを中心にお伝えしてまいりましたが、今後はマイナンバーの収集・確認・保管、従業員説明など、より企業の具体的な体制の整備についての内容が求められるため、さらに踏み込んで、ツールも含めてご提供させていただく予定です。併せて、2015年度の最新助成金活用についてもお伝えします！！会場の都合上、先着70名となりますのでどうぞお早目にお申込みいただければと思います。

さて、当社の安全管理の取り組みは、電磁鍵や防犯カメラの追加・増設工事がすべて終了し、目下ISO27001の認証取得に向けてコンサルタントを入れての取り組みを進めています。SWOT分析から始まり、よい経営の見直しになっています。エールでは引き続き、よりお客様にご安心いただける体制を継続的に構築してまいります。

弊社の使用するマイナンバーシステムは、業務管理用システムとマイナンバー管理用のサーバーを別にし、セキュリティを担保します。通常の業務ソフトとは分離しており、必要最低限の利用に限定します。また、どの職員がいつ・何に・貴社の誰のマイナンバーを使ったかログ管理します。必要に応じ、お客様側からもパスワードでシステムに入りマイナンバーを登録、利用状況を確認いただけるシステムを構築していく予定です。災害時(火災・震災)のBCPも全国複数個所のバックアップを行います。業務フローや詳細につきましては、今後もセミナー等でご案内してまいります。



**算定基礎**  
5年5月26日(火) 建設

**建設業の労務問題サポート  
個別相談会を開催中**  
業界団体様からのセミナー講師も  
お受けしております。  
ご相談は建設チーム 加藤まで。  
～建通新聞コラム連載執筆中～

**お知らせ** **マイナンバー対応続編&  
最新助成金セミナー**  
2015年7月28日(火)14:00~16:30  
横浜ラポール 2F 大会議室  
顧問先無料 駐車場あり(無料)  
企業の具体的な対応をサポートします  
別紙にてお早めにお申し込み下さい。

# 企業のマイナンバーへの準備 Vol.5

エールマイナンバーセミナーには多数ご参加頂き、誠にありがとうございました。今月号では、従業員様から今後、質問がありそうな『通知カード』・『個人番号カード』に関するQ&Aをご紹介します。

## Q. 今年10月に届く『通知カード』はどのようなものですか？なくした場合、再交付はできますか？

A. 『通知カード』はクレジットカードや銀行のキャッシュカードと同じ大きさを紙製のカードが予定されています。券面にはマイナンバー(個人番号)の他、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。『通知カード』を失くした場合は再交付されますが、再発行手数料が生じる可能性があります。なお、住民票の写しや、住民票記載事項証明書を取得する際に希望すれば、マイナンバーが記載されているものが交付されることとなっています。

## Q. 『通知カード』はどのように届きますか？

A. マイナンバーは今年(平成27年)10月5日時点で、住民票に記載されている人に交付され、各市区町村から住民票の住所に簡易書留で世帯ごとに郵送されます。

## Q. 『個人番号カード』は必ず取得しなければいけませんか？『通知カード』と何が違うのですか？

A. 『通知カード』と一緒に『個人番号カード』の申請書が送付されますが、申請は任意です。  
『個人番号カード』には、ICチップがついており、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバーが記載される予定です。『通知カード』は顔写真がなく、本人確認ができないため、単体では身分証明にはなりません。『個人番号カード』は身分証明になります。『個人番号カード』には、有効期限があり、20歳以上は10年、20歳未満は容姿の変化を考慮して5年とされています。『通知カード』には有効期限はありません。

## Q. 『個人番号カード』の発行手続きは？

A. 『通知カード』と一緒に郵送される『個人番号カード』の申請書を市区町村に郵送します。『個人番号カード』は平成28年1月以降、各市区町村の窓口で交付されます。受取は病気や障害などで本人が出向くことが難しい場合を除き、本人が市区町村の窓口へ足を運び、身分証明書(運転免許証等)で本人確認が必要です。『個人番号カード』の発行手数料はかかりません(再交付時は有償の可能性あり) なお、『個人番号カード』を交付するとき、『通知カード』は、引き換えに返納します。

## Q. 『通知カード』または『個人番号カード』の記載事項に変更があった場合はどのようにすればいいですか？

A. 引っ越しなどで市区町村に転入届を出すときは、一緒に『通知カード』または『個人番号カード』を提出し、カードの記載内容を変更してもらう必要があります。その他、記載内容が変わるときも市区町村で記載内容の変更手続きが必要です。いずれもマイナンバー(個人番号)に変更はありません。

多数のご参加有難うございました。



続編 7/28(火)14時横浜ラホールで



是非お早めにお申込み下さい。



# 【My Komon】キャンペーン

ID発行お申込み受付中

弊社では個人情報保護強化のため、顧問先企業様との人事情報のやり取りに、電子メールではなく、電子会議室・共有フォルダのご利用をお勧めしております。

1社につき、**2IDまでは無料**(3ID目から、500円/1ID)となっておりますので、利用をご希望のお客様は弊社担当までお申込み下さい。ID,PASS を発行いたします。

## 電子会議室

企業経営者、総務・人事担当者など、日常的に機密事項である人事・労務の様々な問題やリスクを抱える皆様に、弊社とのやりとりにご活用いただくためのサービスです。お客様と弊社だけの相談室ですから、いつでも安心してやりとりできます。

### ■ 安心・迅速なコミュニケーションが可能

給与計算データなど、重要な情報をやり取りする場合には、セキュリティが気になることと思います。その点、MyKomon 電子会議室は最新のセキュリティ技術が施されており、安心してご利用いただけます。Eメールでは、誤送信等の情報漏えいリスクがあり、取り消しもできないというリスクが残ります。また、郵送では時間がかかります。当事務所ではお客さまとのやりとりは、「電子会議室」を推奨しています。

書き込みがあれば電子会議室を開かなくてもメールにお知らせするため、確認漏れの心配もありません。

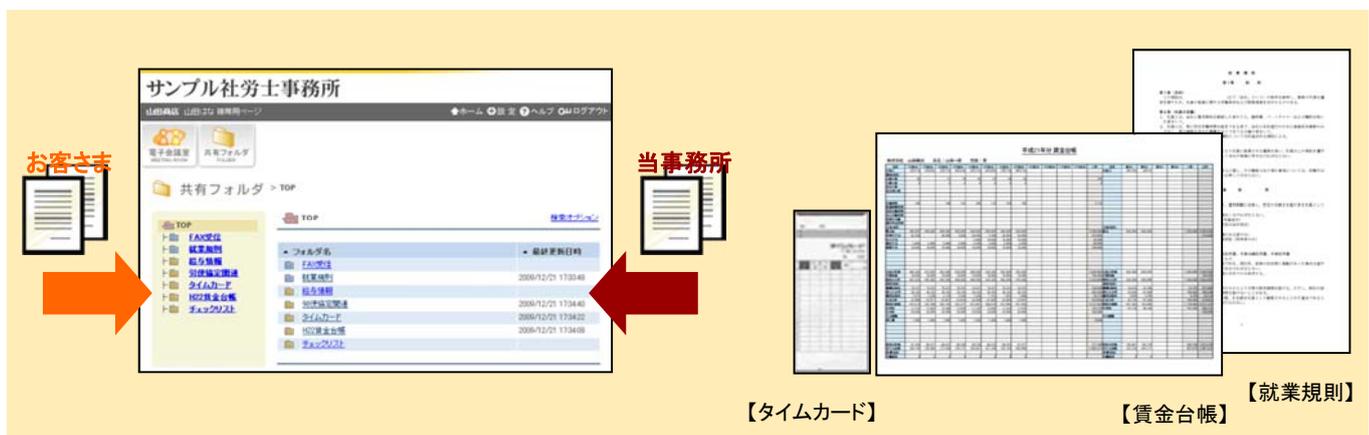


## 共有フォルダ

書類やファイルを「共有フォルダ」に保存しておくことで、インターネットに接続できる環境であれば、いつでも、どこでも、書類の閲覧が可能です。フォルダ管理機能・検索機能もついているので、劇的に作業効率が向上するはずですよ。

セキュリティも万全ですから、法令上保存期限が定められた書類の保存にピッタリです。当事務所も閲覧することができますので、共有もこれで安心です。

### ■ 「共有フォルダ」なら、パソコンの破損や変更に関係なく大切なファイルを守ることが可能です。



お客さまの社内に、特別な設備・ソフトは必要ありません。インターネットに接続できる環境さえあればご利用できます。

# 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)が拡充

中小企業で働く方々の両立支援策として、4月10日から、育児休業を取得する従業員の代替要員を確保した企業への助成金制度である「中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)」の内容を拡充することとされました。

## <見直しの概要>

- 支給単価を1人当たり15万円から「30万円」に引き上げ。
- 育児休業取得者が期間雇用者の場合には「10万円」を加算。  
※女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合の加算は廃止。

④育児休業取得者の原職等復帰日(育児休業終了日の翌日)から起算して6か月を経過する日が、平成27年4月10日以降の場合に、見直し後の規定が適用されます。

## <見直し後の制度の概要>

### 【対象となる事業主】

次の要件を満たす中小企業事業主\*に対して支給する。

- ・育児休業取得者を、育児休業終了後に原職等に復帰させる旨の取扱いを、申請予定の労働者の復帰より前に、労働協約又は就業規則に規定している。
  - ・育児休業取得者の代替要員を確保した。
  - ・雇用保険の被保険者である労働者に合計3か月以上の育児休業を取得させた。
  - ・育児休業終了後に原職等に復帰させ、復帰後、引き続き雇用保険の被保険者として6か月以上雇用した。等
- \* 資本金の額・出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数が300人以下の事業主(⑤業種によっては要件が異なります)。

### 【支給額】

育児休業取得者1人当たり30万円(期間雇用者の場合には10万円を加算)

### 【支給対象期間】

最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年以内

### 【上限人数】

1年度において延べ10人

<補足>次世代育成支援対策推進法による「くるみん取得企業」の場合、1人当りの支給額は同様であるが、支給対象期間が、平成37年3月31日まで(原職等復帰日から起算して6か月を経過する日が平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象)とされ、上限人数は、支給対象期間内で延べ50人とされる。

## 今年も被扶養者資格(認定状況)の再確認が実施されます

協会けんぽに加入されている事業所については5月末から6月下旬にかけて、「被扶養者状況リスト」が事業所に届きますので、**被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかの確認**をお願い致します。

### 【平成27年度の再確認の対象となる方】

- 協会管掌健康保険の全被扶養者(※以下の方は除く)
  - ①平成27年4月1日において18歳未満の被扶養者
  - ②平成27年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

★被扶養者の条件に該当するか確認が済みましたら、同封の返信用封筒にて7月末までに「被扶養者状況リスト」を協会けんぽへ返送してください。

**再確認の結果、削除に該当する方がいた場合には、エールまでご連絡ください。**

# 賞与保険料のご案内

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料(介護保険料含む)・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。

社員負担分の保険料率は次のとおりです。

※ 健康保険・介護保険・厚生年金の料率は協会けんぽ神奈川支部、東京支部のものです。

協会けんぽその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

項目	対象となる金額	協会けんぽ	
		神奈川	東京
健康保険料 (75歳未満)	標準賞与額	49.9 / 1,000	49.85 / 1,000
介護保険料 (40歳以上65歳未満)	標準賞与額	7.9 / 1,000	
厚生年金保険料 (70歳未満)	標準賞与額	87.37 / 1,000	
雇用保険料 (免除対象者を除く)	支給総額	5.00 / 1,000 (建設業は 6.00 / 1,000)	

**標準賞与額**とは？ …賞与支給総額の1,000円未満を切り捨てた額。

(例)支給総額 324,520円 → 標準賞与額 324,000円

【上限】健康保険:年度で540万円 ・ 厚生年金保険:月間で150万円

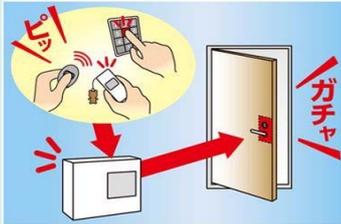
## 手続をご依頼いただいている企業様へ

- 6月上旬に下記の書類が送付されます。お手元に届きましたら弊社までご送付下さい。
  - ・労働局より「労働保険料申告書」(※労働保険事務組合に委託している企業様以外)  
労働保険料申告書の右下に、複写上2枚とも代表印を押印下さい。
  - ・年金事務所より「算定基礎届」・「算定基礎届総括表」  
社会保険算定基礎届の用紙下部に会社ゴム印・代表印を押印下さい。  
社会保険算定基礎届総括表の用紙下部に会社ゴム印を押印下さい。
- 4月・5月・6月支給分の賃金台帳を弊社までご送付下さい。(メール・FAXでも可)
- 賞与支払届が届きましたら、代表印押印の上、弊社までご送付下さい。  
賞与不支給の場合も届出が必要ですのでご連絡ください。  
支給の場合は、賞与明細も弊社までご送付下さい。
- 昇給・降給・賃金体系の変更等がある場合には、必ず弊社までご連絡下さい。
  - ・日給→月給、月給→時給など ・役員報酬の変更 ・諸手当(通勤手当含)の金額の変更

## 企業PRコーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら担当までご連絡下さい。

オフィスのセキュリティ対策、狙わせない・入らせない  
防犯対策お任せ下さい！



## 防犯対策と情報保護に着眼したオフィス作り 当店が親身にサポートします

夜間や休日が無になるオフィスは泥棒の格好の標的です。  
取引情報や帳簿などは企業にとって大切な財産、重要な情報  
はより厳重に防犯対策が必要です。

- ・防犯性に優れた補助錠の設置  
ピッキング解錠に10分以上耐えられるシリンダー
- ・さらに進化した入退室管理システム  
(スタンドアロンから複数の扉を一括管理するシステムまで)
- ・破壊に強い金庫や熱に強い金庫の販売・設置
- ・キャビネットに掛金を設置して中の情報や品物を守る施工
- ・「抑止・記録」の観点より防犯カメラの設置

### 有限会社 ツルミ・キーセンター

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町 1-21  
TEL : 045-582-8669 FAX : 045-582-0087  
<http://www.kagiya.co.jp>  
[info@kagiya.co.jp](mailto:info@kagiya.co.jp)



## スタッフコラム



今月のコラムは、  
柏原が担当します

今回、エールの電子鍵追加や入退室管理の強化でもお世話になりました！

柏原です。

今回は、私の出身地、広島県の瀬戸内海にある尾道市の因島<sup>いんのしま</sup>をご紹介します。  
横浜に来るまでは、商工会議所で中小企業をサポートさせていただき、地域活性化等  
因島のPRに取り組んでおりました。しまなみ海道の一部に位置し、温暖な気候で柑橘  
などの栽培も盛んで、八朔<sup>はっさく</sup>の発祥の地と言われています。

平成18年に尾道市と合併する前は因島市（当時日本で唯一の一島一市）でした。  
日本中世「村上水軍」として海上警備などを行っていたことで、高い造船技術力を持ち、  
造船業が主力産業です。2014年本屋大賞受賞の「村上海賊の娘」（和田竜/著）では、  
三つ（能島・来島・因島）の村上水軍の中の一つとして話題になりました。

島のお祭りといえば、村上水軍の雄姿を現代に再現する「因島水軍祭り」です！！  
昨年は、広島県・愛媛県の共同開催で瀬戸内海の島を盛り上げる 瀬戸内しま博覧会  
「瀬戸内しまのわ2014」のイベント開催中ということもあり、全国から多くの方が  
訪れました。祭りは3部構成（島・火・海）から成り、8月最後土曜日に開催される  
メインの火祭は、中でも圧巻でお勧めです。 ⇒⇒⇒  
旅行に行かれる際の一つの案に加えていただけたら幸いです！

そして、もうひとつ紹介させてください。因島の可愛いゆるキャラ、その名も「はっさくん」！  
昨年5月にお披露目された生まれたてですが、「ゆるキャラグランプリ2014」(1699体がエントリー)では大健闘。  
広島県内1位に輝き、イベントに引っ張りだことなり、日々、因島アピールに頑張っています。  
私もはっさくに負けないよう、努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

因島ゆるキャラ  
はっさくん



いんのしま

